

一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札に付する。

一般財団法人埼玉県教職員互助会 理事長 高田直芳

1 調達内容

- (1) 調達案件名称及び数量
議事録の紙媒体からの電子化業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書（以下「仕様書等」という。）による。
- (3) 履行期間
令和3年9月10日から令和4年1月31日

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る指名停止等措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 日本国内の企業又は地方公共団体において、同様の業務の実績が過去5年以内にあること。
- (5) プライバシーマークの認証資格を有していること。

3 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問票の受付
仕様書等に関し、質問がある場合は、次のとおりファクシミリにより質問票（別紙様式2）を提出すること。その際、電話により着信の確認を行うこと。
ア 受付期間
令和3年8月24日（火）午後5時まで
イ 提出先
一般財団法人埼玉県教職員互助会
（埼玉県教育局教育総務部福利課 経理担当）
（電話）048-830-6691
（FAX）048-824-2638
- (2) 質問票への回答
質問に対する回答は、次のとおりホームページ上に通知する。
*回答日時 令和3年8月30日（月）午後5時まで
一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページ

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1。以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和3年9月2日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送により提出する。なお、郵送の方法は「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかにより郵送しなければならない。

(3) 提出先

一般財団法人埼玉県教職員互助会

（埼玉県教育局教育総務部福利課 経理担当）

（電 話）048-830-6691

(4) 結果通知

入札参加資格の有無について審査し、令和3年9月6日（月）までに、その結果を各参加者に通知する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

5 入札の仕様等に関する説明会

開催しない。

6 入札保証金

入札説明書「7 入札保証金」参照

7 入札方法及び入札書の提出について

(1) 入札の方法

郵便による入札のみとする。提出期限は令和3年9月9日（木）までに埼玉県庁内郵便局留で郵便が到達していること（詳細は別添「郵便入札の留意事項」参照。）。

紙媒体による「入札書」（別紙様式3）により行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 開札の日時及び場所

日時 令和3年9月10日（金）午前10時00分

場所 さいたま市浦和区高砂3-14-21

審査会議室

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加者に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 入札者の押印のない入札書
- (4) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
- (5) 押印された印影が明らかでない入札書
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (7) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書
- (8) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書
- (9) 2通以上の入札書を提出した者が提出した入札書
- (10) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (11) その他入札の条件に違反した入札書

9 落札者の決定等

- (1) 一般財団法人埼玉県教職員互助会会計規程（以下、「会計規程」という。）第43条の例により定められた予定価格を下回る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

- (2) 再度入札等

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札を行うものとする。

イ 再度入札は原則1回まで行うものとし、辞退する場合は、入札書に辞退を記入し、提出すること。

ウ 再度入札に付して落札者がいないときは、会計規程第45条第1項第10号の規定により随意契約を行うものとする。

10 契約書作成の要否

要

11 契約保証金

契約者は、会計規程第47条第1項の規定に基づき、現金又は国債、地方債その他別に定める確実な有価証券をもって、契約金額の10分の1以上に相当する金額の保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に一般財団法人埼玉県教職員互助会を被保険者とする履行保険契約を結んだときを除く。

12 その他

- (1) 競争入札参加者は、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該競争入

札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

13 この公告に関する問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21職員会館5階

一般財団法人埼玉県教職員互助会

(埼玉県教育局教育総務部福利課 経理担当)

(電 話) 048-830-6691

(FAX) 048-824-2638